

令和5年度 宮城県塩釜高等学校 学校評価実施要項

1 趣旨

この要領は、学校教育法第42条・第43条、学校教育法施行規則第66条・第67条・第68条及び県立学校の管理に関する規則第3条の2に基づき、教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その評価の結果を踏まえて生徒の保護者や学校の関係者による評価を行い、その結果を公表することにより、本校の教育活動や学校運営の改善を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 評価項目等の設定及び実施計画の策定

- (1) 校長は、学校教育目標を達成するため、中期的な学校経営の方針を策定するものとする。
- (2) 校長は、学校経営の方針に基づき、各年度において重点的に取り組む目標又は教育計画を具体的かつ明確に定めるものとする。
- (3) 校長は、学校経営の方針を策定し、目標又は教育計画を定めたときは、所属するすべての教職員に周知し、共有を図るものとする。
- (4) 校長は、設定した目標又は教育計画に基づき、評価項目を設定するものとする。
- (5) 校長は、評価項目について、その達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するために必要な指標を設定するものとする。

3 実施体制等

- (1) 実施計画
校長は、学校における教育活動について、自己評価及び学校関係者評価を実施するための実施計画を策定するものとする。
- (2) 校内組織等
 - イ 校長は、自己評価及び学校関係者評価に関する実施要項を定めるものとする。
 - ロ 校長は、校内における自己評価及び学校関係者評価の実施体制を整備するため、評価委員会を設置するものとする。
 - ハ 評価委員会は、校長の命を受け、評価の実施に係る事務を遂行するものとする。
 - ニ 評価委員会は、学校評価委員会をもってこれにあてる。

4 自己評価

- (1) 自己評価の実施
 - イ 校長は、すべての教職員を参加させ、組織的に自己評価を行うものとする。
 - ロ 校長は、自己評価を行うにあたっては、アンケート等の方式により、生徒・保護者等からの意見を反映させるよう努めるものとする。
 - ハ 評価の実施にあたっては、評価の結果に基づき、今後の改善方策を定めるとともに、設定した目標、教育計画または評価指標が適切であったかについても検討を行うものとする。
- (2) 実施回数
自己評価の実施は、年1回とする。
- (3) 報告書の作成
校長は、(1)により実施した評価の結果、検討した改善方策並びに目標、教育計画及び評価指標に関する検証の結果について、報告書を作成するものとする。
- (4) 結果の公表
校長は、(3)の報告書の内容について、学校のホームページに掲載するとともに、適切な機会を通して保護者等に説明するものとする。

5 学校関係者評価

- (1) 学校関係者評価委員会
学校関係者評価委員は、学校評議員及びPTA会長をもってこれにあてる。

(2) 学校関係者評価の実施

イ 校長は、学校関係者評価委員会に対して、3(1)により策定した学校経営の方針及び設定した目標または教育計画、4(1)により実施した自己評価の結果について説明するものとする。

ロ 校長は、イの説明のほか、学校関係者評価委員に対して授業または学校行事の参観、学校施設等の観察、教職員または生徒との対話等の場を設け、学校の状況について理解を深めるよう努めるものとする。

ハ 学校関係者評価委員会は、イ及びロの内容を踏まえ、次に掲げる項目で学校関係者評価を行うものとする。

① 自己評価の結果の内容が適切かどうか。

② 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか。

③ 学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか。

④ 学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうか。

⑤ 前号までに掲げるもののほか、学校関係者評価委員会が必要と認めた事項

(3) 実施回数

学校関係者評価の実施は、年1回とする。

(4) 報告書の作成

校長は、(2)ハにより行われた学校関係者評価をとりまとめるとともに、その結果を踏まえ、4(1)ハにより検討した今後の改善方策を見直すなどにより、改めて今後の改善方策を検討し、これらの結果を報告書として作成するものとする。

(5) 結果の公表

4(4)と同様とする。

6 評価結果の反映

校長は、4(1)及び5(2)による評価の結果及び今後の改善方策を学校経営の方針等に反映させ、具体的な取組の改善を図るものとする。

7 報告書の提出

校長は、4(3)及び5(4)の報告書を作成し、各年度の3月末日までに高校教育課あて提出するものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。